

# 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案と環境中予測濃度（水産PEC）が近接している場合の対応について（案）

平成 23 年 10 月 11 日

## 1 経緯

- (1) 現行の水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値（以下「基準値」という。）は、水産動植物への急性影響濃度（AEC）を基に設定しており、農薬登録の際には、当該基準値と環境中予測濃度（水産PEC）を比較してリスク評価を行っている。しかし、水産PECは一定の環境モデルのもとでの予測濃度であるため、基準値と水産PECが近接している場合等には、実環境中において当該農薬の濃度が基準値を上回るケースが存在しうる。
- (2) このため、平成22年3月の中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（以下、「農薬小委」という）において、既登録農薬について、その基準値案とPECが近接している場合は、水質モニタリングデータの有無を調査し、参考情報として示すこととされたところであるが、新規剤も含め基準値案とPECが近接している場合に、今後、さらによりきめ細かなリスク評価・管理を行うための具体的な対応について整理することとした。

## 2 現行の農薬登録保留基準に係る制度の概要

### (1) 登録段階でのリスク評価・管理

農薬の水域生態系への影響を未然に防止するため、「少なくとも河川等の公共用水域の水質環境基準点のあるような地点においては、農薬取締法が保全対象としている水産動植物への影響がでないように現状の評価手法を改善することによって、農薬による生態系への影響の可能性を現状より小さくすることを当面の目標」（平成14年中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会報告（別紙1参照））として、農薬の登録段階において、基準値案と水産PECを比較することによりリスク評価を行い、水産PECが基準値案を超える場合は登録を保留するというリスク管理措置を講じている。

また、「PECがAECを下回る場合であっても、リスク評価の結果を踏まえて、使用方法や使用場所の制限といった注意事項のラベル表示への反映、環境モニタリングの実施等が必要」とされている（別紙1参照）。

### (2) 登録後のリスク管理

農薬については、登録段階のリスク評価・管理のみではなく、登録後においても、「環境モニタリング等の結果を踏まえたリスク評価を行い、必要に応じ、水質汚濁性農薬の指定等のリスク管理措置を講ずることが重要」とされており（別紙1参照）、個別農薬の特性や使用実態に応じたリスク評価・管理を行うことが求められている。

### 3 農薬登録保留基準における水産PECの位置づけ

- (1)水産PECは、「当該農薬がその相当の普及状態のもとに、(中略)申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合」の濃度であり、「水質環境基準点の置かれている下流域の河川を想定」し、一定の環境モデル及び標準的シナリオにより算定することとされている(別紙2参照)。
- (2)このうち、環境モデルはほ場と河川で構成されており、その配置に当たっては、普及状態や使用方法にかかわらず、すべての農薬に共通するものとして、国土面積に占める農地面積及び河川面積の割合が考慮されているほか、一級河川の中下流域における平水流量の平均に基づいて河川流量が設定されている。
- (3)また、標準的シナリオは、当該農薬が「申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合」の河川への流出量及びドリフト量の“ワーストケース”を想定することとし、
- ① 「その相当の普及状態」として、平成 14 年当時に調査した 228 農薬の8割以上をカバーする普及率が設定(水田使用農薬で10%、畑地使用農薬で5%)されている(別紙3参照)ほか、
  - ② 個別農薬の使用方法に即して設定することが必要なパラメータとして、農薬散布量については散布量が最大となる使用方法を、止水期間については申請書に記載されている最短の日数をそれぞれ選択している。

なお、農薬散布量については、その使用方法に単位面積当たりの数値が記載されていない場合においては、当該適用作物について国内の標準的な栽培管理状況に即して単位面積当たりに換算して算出することとしている。

### 4 基準値案と水産 PEC が近接している農薬への対応

水産PECは、より高次の段階で実測データを用いてより実環境に近い濃度を算出する段階制を採用していることを踏まえ、基準値案と水産PECが近接している農薬について、以下のとおり、よりきめ細かなリスク評価・管理を図っていくこととする。

#### **第一段階のPECが基準値案と近接している場合**

- 登録申請資料から算出可能な場合においては、第二段階のPECを算出し、参考情報として水産動植物登録保留基準設定検討委員会(以下、「検討会」という)及び農薬小委に提示。
- なお、第二段階のPECが算定できない場合は以下の「第二段階のPECが基準値案と近接している場合」に準じて取り扱う。

## **第二段階のPECが基準値案と近接している場合**

### **(1) 分解性を加味したPECの算出**

- 登録申請資料から加水分解性や水中光分解性のデータが入手可能な場合には、河川水中における分解を考慮して第二段階のPECを再度算出し、参考情報として検討会及び農薬小委に提示。

### **(2) 水質モニタリングデータの確認(既登録剤)**

- 既登録剤について、水質モニタリングデータの有無を調査し、参考情報として検討会及び農薬小委に提示。
- 水産PEC又は基準値案を超過する事例が認められた場合は、超過の程度とその割合、採水場所等について精査し、超過要因を特定することにより、リスク管理の強化を検討。これまでの事例(プレチラクロール)を踏まえれば、特定の地域において、
  - ① 止水期間の順守の不徹底、
  - ② 当該適用作物に係る農地面積割合の全国水準の超過、
  - ③ 当該農薬の「相当の普及状態」を超える普及、が見られることが想定される超過要因として挙げられるところ。
- 個別事例について、超過要因の寄与度も考慮しつつ、当該地域における超過の程度とその割合に応じて、
  - ① 止水期間の遵守等農薬の使用方法に係る指導の徹底、
  - ② 適用作物、使用回数、使用量等の使用方法又は注意事項の内容の変更、
  - ③ 水質汚濁性農薬の指定、といったリスク管理措置の導入について検討。

### **(3) 基準値設定後の対応**

- 既登録剤及び新規剤ともに、農薬使用段階のリスク管理措置の見直しについて検討するため、農薬残留対策総合調査等による水質モニタリングを可能な限り実施し、実環境中における実態把握に努め、基準値を超過する事例がある場合は、当該地域の状況に応じて、適切なリスク管理措置の実施について検討。

(以上)

## 水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の改定について（抜粋）

（平成14年11月中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会報告）

（前略）

### 6 登録保留基準の改定の内容

#### （1）基本的考え方

##### ア 生態系保全の目標及び評価の基本的考え方

農薬の生態系への影響の程度を実環境において定量的に分離・特定することが困難な現状においては、少なくとも河川等の公共用水域の水質環境基準点のあるような地点においては、農薬取締法が保全対象としている水産動植物への影響がでないように現状の評価手法を改善することによって、農薬による生態系への影響の可能性を現状より小さくすることを当面の目標とすることが適当である。

##### イ 評価手法等

- ① 現行の農薬取締法第3条第1項第6号に基づく登録保留要件は、「水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しい」場合であることから、当面、現行の登録保留基準と同様、急性毒性に着目することとする。
- ② 評価対象生物種は、藻類、甲殻類及び魚類それぞれの代表種とする。
- ③ 一定の環境モデルのもとで農薬を農地等に単回散布し公共用水域に流出又は飛散した場合の公共用水域中での当該農薬の環境中予測濃度(PEC)と、藻類、甲殻類及び魚類の代表種の急性毒性試験から得られた急性影響濃度(AEC: Acute Effect Concentration)とを比較することによりリスク評価を行うものとする。農薬の成分ごとのAECを登録保留基準値とする。
- ④ PECの算定は、試験及び評価コストの効率化を図るため、段階制を採用する。
- ⑤ リスク評価の結果、PECがAECを上回る場合には登録を保留する。
- ⑥ なお、PECがAECを下回る場合であっても、リスク評価の結果を踏まえて、使用方法や使用場所の制限といった注意事項のラベル表示への反映、環境モニタリングの実施等が必要である。

（中略）

#### （6）登録後のリスク管理

登録後においても、環境モニタリング等の結果を踏まえたリスク評価を行い、必要に応じ、水質汚濁性農薬の指定等のリスク管理措置を講ずることが重要である。

（後略）

**農薬取締法（昭和23年法律第82号）（抄）**

（農薬の登録）

**第2条**

2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出して、これをしなければならない。

三 適用病害虫の範囲（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、適用農作物等の範囲及び使用目的。以下同じ。）及び使用方法

（記載事項の訂正又は品質改良の指示）

**第3条** 農林水産大臣は、前条第3項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

六 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第2項第3号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

**農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年農林省告示第346号）（抄）**

**備考**

3 水産動植物被害予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに法第2条第2項第3号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、次の要件のすべてを満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を予測することにより算出するものとする。

イ 当該地点より上流の流域面積が概ね100平方キロメートルであること。

ロ 当該地点より上流の流域内の農地の面積が、水田にあつては概ね500ヘクタール、畑地等にあつては概ね750ヘクタールであること。

## 農薬の普及率

## 1 算出方法

①水田使用農薬、非水田使用農薬について、推定使用面積(ha)を算出する。

$$\text{推定使用面積(ha)} = [\text{製剤出荷量(t)} \times 1000 \times \text{有効成分含有率(\%)} / 100] /$$

$$[\text{単位面積当たりの有効成分の投下量(kg/ha)}]$$

②推定使用面積(ha)を、水田使用農薬については水稲作付面積(ha)、非水田使用農薬については畑地面積(適用に応じて一般畑、果樹、牧草地の面積の合計)(ha)で除して普及率とする。

③根拠データ

農薬出荷量：平成12農薬年度(平成11年10月～平成12年9月)の出荷量  
(2001年版農薬要覧(日本植物防疫協会))

水稲作付面積、畑地面積：平成12年における作付面積等(ポケット農林水産統計2001年版(農林水産省統計情報部))

## 2 結果

| 普及率<br>(%) | 水田使用農薬 |       |      | 非水田使用農薬 |       |      |
|------------|--------|-------|------|---------|-------|------|
|            | 農薬数    | 割合(%) | 累積度数 | 農薬数     | 割合(%) | 累積度数 |
| ～5         | 53     | 61.6  | 61.6 | 164     | 91.1  | 91.1 |
| 5～10       | 16     | 18.6  | 80.2 | 11      | 6.1   | 97.2 |
| 10～15      | 6      | 7.0   | 87.2 | 4       | 2.2   | 99.4 |
| 15～20      | 4      | 4.7   | 91.9 | 1       | 0.6   | 100  |
| 20～25      | 2      | 2.3   | 94.2 | 0       |       |      |
| 25～30      | 2      | 2.3   | 96.5 | 0       |       |      |
| 30～35      | 0      | 0     | 97.4 | 0       |       |      |
| 35～40      | 3      | 3.5   | 100  | 1       |       |      |
| 40～45      | 0      | 0     |      | 0       |       |      |
| 45～50      | 0      | 0     |      | 0       |       |      |
|            | 86     | 100   |      | 180     | 100   |      |

(注) 水田と非水田の両者に適用のある農薬(38農薬)については、それぞれについて普及率を算定し集計した。